

財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位:百万円)

団体名 七戸町

預備税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
1,815	4,184	305	6,304

①

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に 基づく支出見込額	備考
一般会計	10,131	9,754	377	78	143	12,555	59	
霊園事業会計	3	2	1	1				
一般会計等	10,134	9,756	378	79		12,555	59	実質赤字額

②

③

④

⑤ (= -②)

※ ②が負数の場合のみ

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金見込額	備考
国民健康保険事業会計	2,326	2,300	26	26	248		0	
介護保険事業会計	1,844	1,755	89	89	291	28	0	
後期高齢者医療事業会計	280	279	1	1	45		0	
老人保険事業会計	174	160	14	14	5		0	
介護サービス事業会計	9	8	1	1			0	
水道事業会計	286	238	48	397	11	1,068	11	法適用
公共下水道事業会計	664	664	0	0	312	3,560	2,965	法非適用
農業集落排水事業会計	43	43	0	0	36	723	588	法非適用
公営企業会計等計			0	528		5,379	3,564	連結実質赤字額

⑥

⑦

⑧ (= -(②+⑥))

※ (②+⑥)が負数の場合のみ

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	左のうち一般会計 等繰入金見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金見込額	備考
中部上北広域事業組合 一般会計	3,159	3,120	39	39	0	69	2,234	1,832	
中部上北広域事業組合 病院事業	1,806	2,124	△ 318	290	0	228	763	585	法適用
上北地方教育・福祉事務組合	1,067	1,044	23	23	0	12	11	0	
十和田地区食肉処理事務組合	545	531	14	446	0	46	427	14	法適用
青森県交通災害共済組合	223	208	15	15	0				
青森県市町村職員退職手当組合	16,185	16,184	1	1	0				
青森県市町村総合事務組合	854	842	12	12	0	1			
青森県後期高齢者医療広域連合 一般会計	523	419	104	104	0				
青森県後期高齢者医療広域連合 医療特別会計	115,547	111,774	3,773	3,771	0				
小川原湖広域水道企業団	0	0	0	21	0				
一部事務組合等計				4,722	0		3,435	2,431	

⑨

⑩

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
七戸町土地開発公社	9	0	5	0	0	0	0	0	
鷹山宇一記念美術振興会	5	143	15	0	0	0	0	0	
東八甲田ローズカントリー	△ 1	2	1	3	0	0	0	0	
南部縦貫	2	72	11	0	0	0	0	0	
みらい天間林	2	11	7	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等計			39	3	0	0	0	0	

⑪

(注) 損益計算書を作成していない一般社団法人及び一般財団法人(旧公益法人会計基準を適用している場合は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。なお、新公益法人会計基準を適用している場合は、一般正味財産増減の部の当期経常増減額を表示する。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
財政調整基金	701	734	33
減債基金	227	247	20
その他充当可能基金	602	437	△ 165
充当可能基金計	1,530	1,418	△ 112

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	0.68	1.25	0.57	△ 14.31	△ 20.00	水道事業会計	165.50	144.7	-20.8
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	9.80	9.63	△ 0.17	△ 19.31	△ 40.00	公共下水道事業会計	1.00	0.9	△ 0.10
実質公債費比率	16.6	17.2	0.6	25.0	35.0	農業集落排水事業会計	0.00	2.0	2.00
将来負担比率	155.2	153.9	△ 1.3	350.0		...			
財政力指数	0.28	0.28	0.00						
経常収支比率	96.4	99.6	3.2						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額} \text{ ⑤}}{\text{標準財政規模} \text{ ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \text{ ⑧}}{\text{標準財政規模} \text{ ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} \text{ ⑬} - \text{充当可能財源等} \text{ ⑭}}{\text{標準財政規模} \text{ ①} - \text{算入公債費等の額} \text{ ⑮}}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{将来負担額} &= \text{③} + \text{④} + \text{⑦} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{公的信用保証等に係る損失補償見込額} && \text{(百万円)} \\ &= \boxed{2,667} \text{ (百万円)} + \boxed{8} \text{ (百万円)} && \text{⑬} \\ &= \boxed{2,675} \text{ (百万円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{充当可能財源} &= \text{充当可能基金} \text{ ⑫} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額} && \text{(百万円)} \\ &= \boxed{541} \text{ (百万円)} + \boxed{11,265} \text{ (百万円)} && \text{⑭} \\ &= \boxed{11,806} \text{ (百万円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{算入公債費等の額} &= \boxed{1,072} \text{ (百万円)} && \text{⑮} \end{aligned}$$